

最低制限価格等の算定式

1 建設工事に係る制度【令和4年10月1日入札公告分から適用】

- (1) 最低制限価格制度(契約予定金額5億円未満の工事(総合評価落札方式を行う工事を除く。))

最低制限価格

<設定範囲> 予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲

<算定式> (①最低制限基本価格×②ランダム係数)×消費税率等

①最低制限基本価格

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.000005刻みの値

※端数処理の関係から一部数値は0.000004

- (2) 低入札価格調査制度(契約予定金額5億円以上の工事又は総合評価落札方式を行う工事)

ア 低入札価格調査基準価格

<設定範囲> 予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲

<算定式> ①低入札価格調査基準価格(税抜き)×消費税率等

①低入札価格調査基準価格(税抜き)

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68

イ 失格基準価格(※)

(ア) 価格競争方式

<設定範囲> 予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲

<算定式> (①失格基準基本価格×②ランダム係数)×消費税率等

①失格基準基本価格

直接工事費×0.9+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.000005刻みの値

※端数処理の関係から一部数値は0.000004

(イ) 総合評価落札方式

<設定範囲> 予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲

<算定式> ①失格基準価格(税抜き)×消費税率等

①失格基準価格(税抜き)

直接工事費×0.9+共通仮設費×0.7+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68

- (※) WTO案件(契約予定金額30.2億円以上の工事)では、失格基準価格を設定できないため、特別重点調査基準価格(算定方法はイ(イ)に同じ)を設け、これを下回った者についてはより厳格な調査を行う。

(3) その他

上記算定式における各費用には、工事費の積算に用いる費用を別紙「最低制限基本価格等の算定式における県の積算の取扱い」のとおり適用する。

※最低制限価格等の端数処理に関する問合せについては、
回答していませんのでお控えください。

2 測量・建設コンサルタント業務等に係る制度【令和8年4月1日入札通知分から適用】

(1) 測量業務

最低制限価格

＜算定式＞ (①最低制限基本価格×②ランダム係数) ×消費税率等

①最低制限基本価格

直接測量費×1.0+測量調査費×1.0+諸経費×0.50

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.000005刻みの値

※端数処理の関係から一部数値は0.000004

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

最低制限価格

＜算定式＞ (①最低制限基本価格×②ランダム係数) ×消費税率等

①最低制限基本価格

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費×0.50

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.000005刻みの値

※端数処理の関係から一部数値は0.000004

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

最低制限価格

＜算定式＞ (①最低制限基本価格×②ランダム係数) ×消費税率等

①最低制限基本価格

直接人件費×1.0+特別経費×1.0+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.000005刻みの値

※端数処理の関係から一部数値は0.000004

(4) 地質調査業務

最低制限価格

＜算定式＞ (①最低制限基本価格×②ランダム係数) ×消費税率等

①最低制限基本価格

直接調査費×1.0+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.50

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.000005刻みの値

※端数処理の関係から一部数値は0.000004

(5) 補償関係コンサルタント業務 (※)

最低制限価格

＜算定式＞ (①最低制限基本価格×②ランダム係数) ×消費税率等

①最低制限基本価格

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費×0.50

②ランダム係数

電子入札システムにより0.99950から1.00050までの範囲で発生させた0.000005刻みの値

※端数処理の関係から一部数値は0.000004

(※) 公共嘱託登記(土地家屋調査士)業務は、補償関係コンサルタント業務の算定式を準用する。

また、「直接人件費」は「人件費」に、「一般管理費」は「諸経費」に、それぞれ読み替える。

(6) 環境等に係る調査業務

業務内容に応じて、測量業務又は土木関係の建設コンサルタント業務の算定式により最低制限価格を設定する。

別紙

最低制限基本価格等の算定式における県の積算の取扱い

最低制限基本価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準(基本)価格の算定式における「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」には、工事費の積算に用いる費用(次表【 】内)を次表のとおり取り扱う。

積算の種別		「直接工事費」	「共通仮設費」	「現場管理費」	「一般管理費」
一般土木工事 (鋼橋製作の架設工事を含む)		【直接工事費】	【共通仮設費】	【現場管理費】	【一般管理費等】
建築工事、 建築設備工事	一般工事	【直接工事費(営繕基準)】×9/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)】×1/10 +【現場管理費(営繕基準)】	【一般管理費等】
	昇降機設備工事その他の 製造部門を持つ専門工事 業者を対象とした工事	【直接工事費(営繕基準)】×8/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)】×2/10 +【現場管理費(営繕基準)】	【一般管理費等】
鋼橋製作の工場製作		【直接工事費】	【間接労務費】	【工場管理費】	【一般管理費等】
土木 電気機械	一般工事	【直接製作費】+【直接工事費】 <small>ただし、 【直接製作費】=「機器単体費」×6/10</small>	【間接労務費】+【共通仮設費】 <small>ただし、 【間接労務費】=「機器単体費」×1/10</small>	【工場管理費】+【現場管理費】 +【機器間接費】 <small>ただし、 【工場管理費】=「機器単体費」×2/10</small>	【一般管理費等(機器単体費)】 +【一般管理費等(工事費)】 <small>ただし、 【一般管理費等(機器単体費)】=「機器単体費」× 1/10</small>
	鉄塔・反射板工事	【工場塗装費】+【材料費】+【製作 費】 +【直接工事費(架設)】 <small>ただし、 【材料費】+【製作費】=「鉄塔製作費」×6/10</small>	【間接労務費】+【共通仮設費】 <small>ただし、 【間接労務費】=「鉄塔製作費」×3/10</small>	【工場管理費】+【現場管理費】 <small>ただし、 【工場管理費】=「鉄塔製作費」×1/10</small>	【一般管理費等】
土木 機械設備工事		【直接製作費】+【直接工事費】	【間接労務費】+【共通仮設費】	【工場管理費】+【現場管理費】 +【据付間接費】+【設計技術費】	【一般管理費等】
機械設備点検・整備業務		【材料費】+【直接経費】 +【直接労務費】+【塗装費】	【共通仮設費】	【現場管理費】+【点検整備間接費】 +【技術調査費】	【一般管理費等】
下水道 電気設備工事、機械設備工事		【機器費】×6/10+【直接工事費】	【機器費】×1/10+【共通仮設費】	【機器費】×2/10+【現場管理費】 +【据付間接費】+【設計技術費】	【機器費】×1/10 +【一般管理費等(工事費)】